

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月12日

**【四半期会計期間】** 第33期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

**【会社名】** 株式会社極楽湯

**【英訳名】** GOKURAKUYU CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 新川 隆 丈

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)0580(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理部長 松本 俊 二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)0580(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理部長 松本 俊 二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期 第1四半期 連結累計期間	第33期 第1四半期 連結累計期間	第32期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(千円)	2,312,723	2,319,836	9,792,769
経常利益 又は経常損失( )	(千円)	89,334	27,806	74,039
四半期(当期)純損失( )	(千円)	137,187	49,068	432,416
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	130,980	34,876	436,528
純資産額	(千円)	4,501,563	4,126,354	4,217,969
総資産額	(千円)	13,436,455	12,433,733	12,437,248
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	12.95	4.63	40.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	32.3	31.6	32.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第32期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(温浴事業)

新規設立：極楽湯(上海)沐浴有限公司

この結果、平成23年6月30日現在では、当社グループは、当社、子会社3社及び関連会社1社により構成されることとなりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や原子力発電所事故により企業の経済活動が一気に収縮したことに加え、自粛ムードの広がりや計画停電の影響で個人消費も大幅に悪化し、厳しい状況で推移いたしました。

また、当社を取り巻く環境におきましても、従来から続く景気の先行不透明感や厳しい雇用・所得環境に加え、東日本大震災の影響により消費マインドは更に低下するなど、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、計画停電への対応のため効果的な販促活動が実施できなかったことによる来店者数の減少が一部の店舗で見られました。しかしながら、経営環境に対する危機感をより一層強めるとともに、当社グループの使命とお客様からの期待に応えるべく、安心・安全はもとより質の高いサービスの提供に努めたことに加え、震災後の影響を最小限に止めるべく、様々な分野でのコストコントロールにも積極的に取り組んでまいりました。

一方で、平成23年4月22日には、中国上海市に当社100%連結子会社「極楽湯（上海）沐浴有限公司」を設立し、出店に向けた準備を着実に進めております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高2,319百万円（前年同期比0.3%増）となりました。損益面につきましては、営業損失8百万円（前年同期営業損失69百万円）、経常損失27百万円（前年同期経常損失89百万円）、四半期純損失49百万円（前年同期四半期純損失137百万円）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」という。）の導入について、以下のとおり平成18年5月26日の取締役会において、決議しております。

## 基本方針の内容

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を直営店とフランチャイズ店により全国展開しており、「極楽湯」が地域社会における21世紀型のコミュニティシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開をおこなってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行なわれた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

不適切な支配の防止のための取組み

[本プラン導入の目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社

株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、本プランを導入するものであります。

[本プランの内容]

<本プランの適用の要件>

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

(注)1 「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号、その後の改正を含む、以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2 「議決権割合」とは、特定株主グループが前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

<大規模買付ルールの内容>

(a. 必要十分な情報の提供)

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「1」乃至「6」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

1. 大規模買付者及びそのグループに関する事項
2. 当社株券等の取引状況
3. 買付提案の買付条件
4. 当社株券等の取得対価の算定根拠
5. 資金の裏付け
6. 当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下、「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### （b. 検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行なうための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下のa又はbの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「1」乃至「6」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

- a．現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間
- b．前記a以外全ての大規模買付行為：90日間

( c . 買付提案が変更された場合 )

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記 b . に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

( d . 大規模買付ルールが遵守された場合 )

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないう）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様は事実上 売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

（ e . 対抗措置の発動）

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項 d . の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

（ f . 対抗措置の内容）

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様は割り当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

「新株予約権の概要」

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様は割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下、「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割り当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 1 株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式 1 株当たりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当

社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとし、

#### 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとし、

#### 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下、「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

#### 本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

#### 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとし、

#### その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとし、

### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,529,000	11,529,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であり ます。 株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式。
計	11,529,000	11,529,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年6月29日取締役会決議
新株予約権の数(個)	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205
新株予約権の行使期間	平成25年6月30日～平成29年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 205 資本組入額 102.5
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。  
2. 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3. 当社が株式分割等により発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整いたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。  
取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由なく辞任した場合  
従業員が解雇された場合  
取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合  
取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合  
退職した従業員（管理職を除く。）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合  
退職した従業員（管理職）、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合  
その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月29日	-	11,529,000	-	2,032,626	500,000	1,679,226

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 937,600	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,590,200	105,902	同上
単元未満株式	普通株式 1,200	-	同上
発行済株式総数	11,529,000	-	-
総株主の議決権	-	105,902	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	937,600	-	937,600	8.13
計	-	937,600	-	937,600	8.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているピーエー東京監査法人は、平成23年6月1日に名称を変更し、UHY東京監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,719,075	1,827,845
売掛金	67,742	53,140
たな卸資産	32,340	30,176
1年内回収予定の差入保証金	<sup>2</sup> 1,835,778	<sup>2</sup> 1,835,778
繰延税金資産	25,214	34,499
その他	203,984	250,612
流動資産合計	3,884,135	4,032,054
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	<sup>1</sup> 4,238,042	<sup>1</sup> 4,156,356
工具、器具及び備品(純額)	113,253	122,621
リース資産(純額)	<sup>2</sup> 1,804,802	<sup>2</sup> 1,728,003
土地	244,250	244,250
建設仮勘定	80,854	80,854
有形固定資産合計	6,481,203	6,332,087
無形固定資産		
リース資産	18,690	15,389
その他	70,325	85,668
無形固定資産合計	89,015	101,058
投資その他の資産		
投資有価証券	55,350	54,071
長期貸付金	140,394	136,771
繰延税金資産	417,210	418,668
敷金及び保証金	750,663	750,596
破産更生債権等	87,544	87,544
その他	619,275	608,425
貸倒引当金	87,544	87,544
投資その他の資産合計	1,982,893	1,968,533
固定資産合計	8,553,112	8,401,679
資産合計	12,437,248	12,433,733

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	248,845	237,954
短期借入金	325,100	500,200
1年内償還予定の社債	152,000	152,000
1年内返済予定の長期借入金	1,319,120	1,348,320
未払金	238,456	279,317
未払法人税等	37,905	22,942
リース債務	<sup>2</sup> 1,917,265	<sup>2</sup> 1,864,924
賞与引当金	47,978	73,140
その他	634,866	553,369
流動負債合計	4,921,538	5,032,170
固定負債		
社債	186,000	186,000
長期借入金	2,437,340	2,410,360
リース債務	30,694	23,221
退職給付引当金	56,422	58,765
資産除去債務	362,321	363,686
その他	224,961	233,174
固定負債合計	3,297,740	3,275,208
負債合計	8,219,278	8,307,379
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,626	2,032,626
資本剰余金	2,179,226	2,179,226
利益剰余金	299,484	186,867
自己株式	466,918	466,918
株主資本合計	4,044,417	3,931,801
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,172	1,171
為替換算調整勘定	623	432
その他の包括利益累計額合計	15,796	1,603
新株予約権	189,348	196,157
純資産合計	4,217,969	4,126,354
負債純資産合計	12,437,248	12,433,733

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	2,312,723	2,319,836
売上原価	2,211,711	2,152,089
売上総利益	101,012	167,747
販売費及び一般管理費	170,106	176,650
営業損失( )	69,093	8,902
営業外収益		
受取利息	2,983	2,741
受取家賃	4,061	4,085
協賛金収入	3,142	-
その他	4,967	6,468
営業外収益合計	15,155	13,296
営業外費用		
支払利息	35,271	26,819
その他	124	5,381
営業外費用合計	35,396	32,200
経常損失( )	89,334	27,806
特別利益		
投資有価証券売却益	71	-
新株予約権戻入益	-	634
特別利益合計	71	634
特別損失		
投資有価証券評価損	-	24,886
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	106,264	-
貸倒引当金繰入額	38,400	-
その他	1,210	-
特別損失合計	145,875	24,886
税金等調整前四半期純損失( )	235,138	52,058
法人税、住民税及び事業税	5,720	17,359
法人税等調整額	103,672	20,349
法人税等合計	97,951	2,989
少数株主損益調整前四半期純損失( )	137,187	49,068
四半期純損失( )	137,187	49,068

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	137,187	49,068
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,145	14,001
為替換算調整勘定	60	190
その他の包括利益合計	6,206	14,192
四半期包括利益	130,980	34,876
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	130,980	34,876
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立した極楽湯(上海)沐浴有限公司を連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法の変更) 従来、当社及び一部の連結子会社は、建物を除く有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、定額法に変更しております。この変更は、有形固定資産の稼働状況の実態を反映して期間損益計算をより適正に行うためであります。 これにより、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結累計期間の減価償却費は49百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ49百万円減少しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 国庫補助金を受けて建物の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であります。 2 過年度に店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当連結会計年度における関連する勘定科目はリース資産、1年内回収予定の差入保証金、及びリース債務(流動負債)であり、その内訳は次のとおりであります。 (1) セールスアンドリースバックに関連した資産 1年内回収予定の差入保証金 1,835,778千円 リース資産(純額) 1,748,097千円 計 3,583,876千円 (2) セールスアンドリースバックに関連した債務 リース債務(流動負債) 1,859,611千円 計 1,859,611千円	1 国庫補助金を受けて建物の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,491千円であります。 2 過年度に店舗の設備等についてセールスアンドリースバック取引を実施しております。当連結会計年度における関連する勘定科目はリース資産、1年内回収予定の差入保証金、及びリース債務(流動負債)であり、その内訳は次のとおりであります。 (1) セールスアンドリースバックに関連した資産 1年内回収予定の差入保証金 1,835,778千円 リース資産(純額) 1,683,213千円 計 3,518,992千円 (2) セールスアンドリースバックに関連した債務 リース債務(流動負債) 1,817,978千円 計 1,817,978千円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	229,229千円	174,551千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,549	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,547	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社グループの事業は、温浴事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	12円95銭	4円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	137,187	49,068
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	137,187	49,068
普通株式の期中平均株式数(株)	10,591,483	10,591,325

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

株式会社極楽湯  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸 之 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。